

六ヶ所ウラン濃縮工場  
品質保証の実施結果及び  
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書  
(令和4年度下期報告)

六ヶ所ウラン濃縮工場  
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果  
(令和4年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和4年度下期定例マネジメントレビュー（3月2日開催）において、令和5年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定し、3月10日、電子メール等により周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

期間中（下期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

また、監査室長は、令和5年度の品質目標を3月28日に設定し、同日、電子メール等により監査室内へ周知した。

(調達室)

期間中（下期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

また、調達室長は、令和5年度の品質目標を3月28日に設定し、同日、電子メール等により調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、施設管理の達成指標の見直しに伴い、令和4年度の品質目標を、1月13日に改正し、同日、電子メール等により安全・品質本部長内へ周知した。

また、安全・品質本部長は、令和5年度の品質目標を3月30日に設定し、同日、電子メール等により安全・品質本部長内へ周知した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、生産運転再開時期の変更のため、令和4年度の品質目標を、2月14日に改正し、同日、電子メール等により濃縮事業部長内へ周知した。

また、濃縮事業部長は、令和5年度の品質目標を3月30日に設定し、同日、電子メール等により濃縮事業部長内へ周知した。

### (3) 社長による評価

社長は、マネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることを評価した。レビューの結果、以下を指示した。

令和4年度上期定例マネジメントレビュー：11月2日

(安全・品質本部)

「全社的に労働災害が減少していない状況を踏まえ、各事業部と連携し、原因を分析し、対策を実施すること。」との指示があった。

(濃縮事業部)

「保安教育未受講者が発生した原因を分析し、是正処置を確実に行うこと。」との指示があった。

令和4年度下期定例マネジメントレビュー：3月2日

(安全・品質本部)

「べからず集を逸脱した労働災害は減少しているが、総数が減っていない現状を分析し、べからず集の拡充や活用方法を検討すること。」などの指示があった。

(濃縮事業部)

「既設75t SWU/年の生産運転再開時期を、今年度2回、見直したことに對して、原因分析及び再発防止を確実に実施すること。また、生産運転再開時期を見直す場合には、安全協定に基づく青森県及び六ヶ所村への連絡を確実に実施すること。」

また、「施設管理方針に基づき、引き続き、各施設に求められている機能の維持及び不適合の未然防止に努めていくこと。」などの指示があった。

### (4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

### (5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・監査室に対する内部監査 : 11月～12月  
(監査室長からの依頼を受けた安全・品質本部長が実施)
- ・調達室に対する内部監査 : 11月～12月
- ・安全・品質本部に対する内部監査 : 12月～3月
- ・濃縮事業部に対する内部監査 : 期間中(下期)の内部監査なし。

監査結果：監査室について、指摘事項及び観察事項はなかったものの、「文書改正時における審査者の省略」の修正事項が1件あった。また、提案事項が1件あった。

調達室について、指摘事項及び観察事項はなかったものの、「社外セミナー・研修参加対象者の未選定」の修正事項が1件あった。また、提案事項が5件あった。

安全・品質本部について、指摘事項及び観察事項はなかったものの、『環境モニタリング設備点検手順書』に基づく定期点検結果記録の不備」の修正事項が1件あった。また、提案事項が4件あった。

濃縮事業部については、上期報告済み。

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

## 2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

### (1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に6回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及び濃縮事業部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和4年度第2四半期原子力規制検査及び第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

### (2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下の活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について改善を図った。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

### 3. 協力会社との連携

#### (1) 品質保証マネジメント会議

期間中（下期）の品質保証マネジメント会議の開催はなし。

#### (2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

### 4. 安全・品質改革検証委員会

第11回安全・品質改革検証委員会を3月13日に開催した。パフォーマンス改善に向けた取組みや協力企業とのコミュニケーションについて報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について3月31日に当社ホームページで公開した。

### 5. その他

#### (1) 全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなし。

#### (2) 品質月間行事の実施

品質月間ポスターの掲示（11月1日から30日）を実施した。

## Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：安全・品質本部及び濃縮事業部は、LRQA リミテッドによる令和4年度第2回定期監査を受けた。

（監査実施日：安全・品質本部 12月12日、12月16日及び12月22日

濃縮事業部 12月12日、12月14日及び12月21日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、安全・品質本部に対して1件あった。

（令和5年4月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2022年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

以 上